
高槻市大気常時監視包括業務
プロポーザル実施要領

令和5年6月

高槻市

1. 目的

高槻市内の大気常時監視測定局において、自動測定機を用いて精度管理された測定データを収集し、大気常時監視システムを用いて得られた測定結果を大阪府に随時送信するとともに委託者に提供する業務を、7年間にわたって委託するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により、優れた技術・人的能力と高いノウハウを有し、長期契約の満了まで継続的に提供できる事業者を募集するものです。

2. 業務概要

(1) 業務の内容

別紙「高槻市大気常時監視包括業務 仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(2) 履行期間

契約締結日から令和13年3月末日まで。

ただし測定対象期間は、令和6年3月1日から令和13年2月末日までとする。

3. 用語の定義

(1) 「機器買取額」とは、市が所有する測定機等を自社所有物とする（仕様書 5.(1)①に規定）ために、当該測定機等を買取る金額（消費税抜き）をいう。

(2) 「業務委託料」とは、機器買取額を除く、仕様書に基づく一切の業務の履行にあたり必要な費用（消費税抜き）をいう。

(3) 「契約金額」とは、（業務委託料－機器買取額）に消費税額を加えた金額をいう。

4. 見積に係る留意事項

事業者は、業務委託料、機器買取額の双方の見積を行うこと。なお業務委託料については、業務終了時に市に測定機等を無償で引き渡すことに留意して、見積を行うこと。

5. 契約金額等に係る制限事項

下記のいずれも満たすものとする。

(1) 契約金額は、151,807,000円（消費税込み）を上限とする。

(2) 機器買取額は、2,417,400円（消費税抜き）を下限とする。（下限値の算出根拠を、資料1.に示す）

6. 支払い方法

別紙「仕様書」のとおりとする。

7. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 高槻市財務規則(平成7年高槻市規則第13号)第107条に規定する入札参加資格者名簿に登載されている者。

(2) 仕様書の「3.受託要件」を満たす者。

なお、複数の企業で構成される企業共同体で参加することを妨げるものではない。この場合、複数の企業で仕様書の「3.受託要件」を満たせばよい。事業役割を担う応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する合意書を本市に提出すること。その合意書には、事業役割の構成企業全社が、本市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。また、事業役割の構成企業のうち1社が、代表者として本市との対応窓口となり、契約等諸手続きや、事業遂行の報告等を行うものとする。

8. 参加者の制限

次の要件のいずれかに該当する者は、参加者及び参加者の再委託予定者となることができない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者。

(2) 本募集要項の公表の日から審査日までの間において、高槻市建設工事請負業者指名停止基準又は高槻市物品売買業者指名停止基準の規定による指名停止等の措置を受けている者。

(3) 本募集要項の公表の日から審査日までの間において、高槻市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱別表に基づく入札等除外措置を受けている者。

(4) 高槻市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)である者。

(5) 商法(明治32年法律第48号)の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。

(6) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者。

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者。

9. スケジュール(予定)

日程	内容
令和5年6月16日	公募開始
令和5年6月23日 17時00分	質問書の受付締切
令和5年6月30日 17時00分	参加表明書の受付締切
令和5年7月3日	質問への回答
令和5年7月14日 17時00分	提案書の提出締切
令和5年7月24日～7月28日	プレゼンテーション・審査(いずれか1日)
令和5年8月4日ごろ	審査結果通知
令和5年8月18日以降	受託候補者との協議及び契約締結

10. 質問書

(1) 質問の提出方法

本プロポーザルに係る質問がある者は、質問書(様式16)を、電子メールにて提出すること。なお、手続きに対する質問は電話にて随時受付を行う。

※必ず、担当者に電話により送信した旨を伝え、担当課に着信したことを確認すること。

※持参又は郵送による提出は受け付けない。

(2) 質問受付期間及び時間

令和5年6月16日(金)から令和5年6月23日(金)17時00分まで

(3) 提出先及び着信確認先

・E-Mail: ※下の電話番号に連絡し、別途アドレスを聞き取ること。

・TEL: 072-674-7486

(4) 質問の回答

各業者からの質問に対する全ての回答を取りまとめ、令和5年7月3日(月)(予定)中に参加表明書を提出した者に電子メールにて送付する(同日中の着信がない場合には担当者に電話にて確認すること)。ただし、質問又は回答内容が質問者の具体的な提案事項と密接に関わるものについては、質問者のみに回答する場合もある。

11. 参加表明書

(1) 参加の申し込み方法

本プロポーザルに参加する者は、参加表明書(様式17)を、電子メールにて提出すること。なお、手続きに関する質問は電話にて随時受付を行う。

※必ず、担当者に電話により送信した旨を伝え、担当課に着信したことを確認すること。

※持参又は郵送による提出は受け付けない。

(2) 参加表明書受付期間及び時間

令和5年6月16日(金)から令和5年6月30日(金)17時00分まで

(3) 提出先及び着信確認先

10(3)を参照のこと。

12. 提案書の提出

(1) 提出書類

必要書類は以下の通り。

ア 提案書(鑑)(様式1)

イ 会社概要書(様式2)

ウ 会社の財務状況(様式3)

エ 同種業務の実績(様式4)

オ 業務実施体制(様式5)

カ プロジェクトリーダーの実績等(様式6)

キ 測定機保守業務主担当者の実績等(様式7)

ク システム導入/保守業務主担当者の実績等(様式8)

ケ 業務の取組方針(様式9)

- コ スケジュール(様式10)
- サ 価格と見積内容(様式11)
- シ 技術提案書①(様式12)
- ス 技術提案書②(様式13)
- セ 技術提案書③(様式14)
- ソ 技術提案書④(様式15)

なお、参加表明書を提出した者のうち、提案書の提出を辞退する者については、辞退書(様式18)を提出すること。

(2) 作成にあたっての留意点

- ア 提出書類を紙媒体で印刷したものを1部、すべての書類をpdf化しCD-RまたはDVD-Rに保存したものを1部提出すること。なお、様式4~10, 12~15については会社名及び会社名を類推できる表現を一切記載してはならない。
- イ 提案書の様式について、文字は10.5ポイント以上、余白は上下左右とも1.5cm以上で作成し、日本産業規格A4版で様式全体が印刷できる内容で作成すること。
- ウ 提案書のページ数については、様式内にページ数の指定がある場合には厳守すること。
- エ 提案数は、1者につき1案とする。
- オ 内容を平易に記載し、専門家や本業務の担当者でなくても理解できるものであること。また図表を羅列するだけでなく、文章による説明が主であること。

(3) 提出期間

令和5年7月10日(月)から令和5年7月14日(金)17時00分まで(必着)

(4) 提出方法

持参(8:45~17:15の勤務時間内)又は郵送に限るものとする。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとする。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(5) 提出先

- 〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号
高槻市市民生活環境部環境政策課(担当:松原)

13. プレゼンテーション・審査

(1) 審査方法

審査に先立ち、提案書の内容に基づくプレゼンテーション、ヒアリング(以下「ヒアリング等」という。)を実施する。なお、会社名や会社を特定できる内容は伏せて行うこと。

(2) 実施日程

令和5年7月24日(月)から令和5年7月28日(金)のいずれか1日間
※実施場所及び実施時間は、後日個別に通知する。

(3) 時間配分

- プレゼンテーション 15分以内
- ヒアリング(質疑応答) 15分程度

(4) 注意事項

- ・ヒアリング等は4名以内で行うこととし、本業務を受託した際にプロジェクトリーダー・測定機保守業務主担当者・システム導入/保守業務主担当者として実務を行うことが予定される者が出席し、主たる説明・質疑を

行うこと。

・プレゼンテーションは提出された提案書のみを用いて行い、それ以外の資料での説明は不可とする。

14. 選定

審査は、本市が設置する選定委員会において、「提案書類」、「ヒアリング等」、「価格」により評価する。評価の基準は、資料 2.「プロポーザル評価基準」による。

審査の結果、評価合計点が最も高い者を本業務の受託候補者として選定する。なお、採点の結果、同得点が2者以上ある場合は、価格点が高い者を受託候補者とするものとし、なおも同得点の場合は、くじ引きにより受託候補者を決定するものとする。なお、参加申込者が1者の場合は、提案書類、ヒアリング等で評価するものとし、配点合計(200点)の60%以上の場合に受託候補者とする。

15. 審査結果の通知

(1) 通知方法

審査終了後、速やかに全ての提案者に審査結果を電子メールで通知する。審査内容に対する質問や異議は一切受け付けない。また必要な手続きを経て、選定結果等をホームページで公表する。

(2) 通知時期

令和5年8月4日(金)ごろ

16. 提出書類の取扱い

(1) 提出されたすべての書類は、返却しない。

(2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

(4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

17. 受託候補者選定後の取扱い(契約等に関する事項)

(1) 受託候補者と契約内容について協議・合意の上で、速やかに契約する。なお、受託候補者と契約を締結できない事由が発生した場合、または契約内容について協議が整わなかった場合は、次に評価合計点が高い者を受託候補者とし、契約に受けた調整を行う。

(2) 契約保証金として、契約金額の5%以上を契約締結日までに納付すること。ただし、高槻市財務規則第117条に該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

18. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て参加者の負担とする。

やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、本プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を高槻市に請求することはできない。

(3) 失格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。

ア 期限までに書類が提出されない場合

イ 契約金額が「5. 契約金額等に係る制限事項」に示す上限金額より高い場合

ウ 機器買取額が「5. 契約金額等に係る制限事項」に示す下限金額より低い場合

エ 提出された提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明な場合

オ 本募集要項に違反又は逸脱している場合

カ ヒアリング等に正当な事由なしに欠席した場合

キ 2以上の提案書を提出した場合

ク 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案を行った場合

ケ 選定時点において本募集要項の「7. 参加資格」に関する事項に掲げる資格のない者が提案した場合

コ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

サ 参加者が、選定委員会委員又は事務局関係者等と本プロポーザルに関する接触を求めた場合

シ 提案に関して談合等の不正行為があった場合

ス 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した場合

セ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が提案した場合

(4) 著作権等の権利

提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。

(5) 秘密の保持

提案書等の作成にあたり、高槻市から知り得た情報は第三者に漏らしてはならない。本要領の手続き完了後も同様とする。

(6) 異議申し立て

参加者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 定めのない事項

この要項に定めることのほか、提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、参加者に通知する。

(8) 参加者の姿勢・態度

提案募集に参加する者は、本募集要項、仕様書等を熟読し、それらを遵守すること。また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げたり、他の提案者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければならない。

資料 1. 機器買取額に係る下限値の算出根拠

設置測定局	連番	物品名	購入年度	調達価格 (税抜)	令和6年2月末日 時点での使用年数	定額法で減価償却した際の 残存価額(耐用年数:5年)
高槻市役所局	1	二酸化硫黄計	平成27年度	¥2,300,000	9	¥0
	2	浮遊粒子状物質計				
	3	窒素酸化物計	平成27年度	¥1,456,000	9	¥0
	4	微小粒子状物質計	令和元年度	¥1,690,000	5	¥0
	5	一酸化炭素計	令和4年度	¥1,174,000	2	¥704,400
	6	非メタン炭化水素計	平成27年度	¥2,050,000	9	¥0
	7	風向風速計	令和元年度	¥1,650,000	5	¥0
	8	大気試料採取分配装置 (フロアファン含む)	不明	不明	不明	¥0
	9	エアコン	平成22年度	¥108,097	14	¥0
高槻北局	10	浮遊粒子状物質・微小粒子状物質計	令和2年度	¥3,900,000	4	¥780,000
	11	オキシダント計	平成27年度	¥860,000	9	¥0
	12	風向風速計	平成29年度	¥1,317,000	7	¥0
	*13	窒素酸化物計	平成27年度	¥1,456,000	9	¥0
	14	大気試料採取分配装置 (フロアファン含む)	不明	不明	不明	¥0
	15	エアコン	令和元年度	¥128,000	5	¥0
	16	換気扇(温度スイッチ含む)	令和元年度	¥39,000	5	¥0
庄所局	17	窒素酸化物計	平成30年度	¥1,368,000	6	¥0
	18	浮遊粒子状物質・微小粒子状物質計	令和2年度	¥3,900,000	4	¥780,000
	19	オキシダント計	平成30年度	¥899,500	6	¥0
	20	風向風速計	令和元年度	¥1,650,000	5	¥0
	*21	温度湿度計	平成14年度	¥790,000	22	¥0
	22	エアコン	平成25年度	不明	11	¥0
	23	換気扇(温度スイッチ含む)	平成25年度	不明	11	¥0
梶原局	24	窒素酸化物計	平成29年度	¥3,796,297	7	¥0
	25	浮遊粒子状物質計				
	26	一酸化炭素計	平成29年度	¥3,055,556	7	¥0
	27	風向風速計	平成29年度	¥1,481,482	7	¥0
	28	温度湿度計	平成29年度	¥646,667	7	¥0
	29	エアコン	令和4年度	¥255,000	2	¥153,000
	30	換気扇(温度スイッチ含む)	平成29年度	不明	7	¥0
計						¥2,417,400

資料 2. プロポーザル評価基準

・提案書(計 180 点)

大項目	小項目	様式	留意点等	審査のポイント
会社の信頼性 (30 点)	会社の規模	様式2	会社の業務概要や資本金、従業員数、直近3か年の売上高を示すこと。 企業共同体で参加する場合は、構成する全ての会社について示すこと。	会社の規模が大きいほど高く評価する。 (5点)
	会社の財務状況	様式3	直近3年の財務諸表(損益計算書・貸借対照表)の写し、直近3年分の「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことを証明する書類を添付すること。 企業共同体で参加する場合は、構成する全ての会社について示すこと。	経営状況が良好なものを高く評価する。 (10点)
	同種業務の実績	様式4	同種業務について、過去10年間の他自治体での導入実績を示すこと(各5件以内)。また、契約書(鑑)の写しを添付すること。 ① 大気常時監視包括業務もしくはこれに類する業務(同一自治体で測定機保守業務・システム業務とも受託している等) ② 大気常時監視測定局の測定機保守業務 ③ 大気常時監視システムの導入または保守業務	実績数が多いほど、高く評価する。③については、導入業務を高く評価する。 (①②③各5点計15点)
実施体制 (50 点)	業務実施体制	様式5	業務体制の考え方、プロジェクトリーダー、測定機保守業務(主担当者、担当者)、システム導入/保守業務(主担当者、担当者)などからなる業務体制、それぞれの果たす役割を記載すること。 また、測定機保守業務の拠点の場所、当該拠点での測定機保守業務の従事人数(有資格者)などについて記載すること。	業務を適正に履行できる体制を確立していると評価できるものを高く評価する(10点) 市役所局に近接した拠点を高く評価する(5点)。近接した拠点の従事人数(有資格者)が多いものを高く評価する。(5点)
	プロジェクトリーダーの実績等	様式6	プロジェクトリーダーの同種業務(上記①②③いずれでもよい)経歴、本業務における役割、本業務に関係する所有資格を記載すること。	同種業務の実績が多いほど、高く評価する。(5点) 本業務に関係する所有資格の難易度と件数が高いものを評価する。(5点)

	測定機保守業務主担当者の実績等	様式7	測定機保守業務の主担当者の、同種業務（上記②）経歴、本業務における役割、本業務に係る所有資格を記載すること。	同種業務の実績が多いほど、高く評価する。（5点） 本業務に係る所有資格の難易度と件数が高いものを評価する。（5点）
	システム導入/保守業務主担当者の実績等	様式8	システム導入/保守業務の主担当者の、同種業務（上記③）経歴、本業務における役割、本業務に係る所有資格を記載すること。	同種業務の実績が多いほど、高く評価する。（5点） 本業務に係る所有資格の難易度と件数が高いものを評価する。（5点）
業務の実施方針 (30点)	取組方針 (15点)	様式9	これまでの本市での大気常時監視体制と、今日的な取り巻く環境を踏まえた提案とすること。	仕様書の内容を的確に理解した提案を高く評価する。（5点）
			本業務に取り組むにあたっての基本的な方針を記載すること。	本市にとって有益な方針が記載されているものを高く評価する。（10点）
	スケジュール (15点)	様式10	大気常時監視の体制を確立するまでに必要な工程とその詳細について記載すること。	必要な工程が網羅的に示され、その内容が的確なものを高く評価する（10点） 実現性の高い工程を高く評価する。（5点）
業務委託料等 (20点)	積算内訳	様式11	業務委託料と機器買取額について、その積算を詳細に示すこと。	積算内容が詳細なものを高く評価する。（10点） 積算単価が妥当なものを高く評価する。（5点）
			梶原局における測定を休止した場合の、年間の節減費用を、積算の内訳とともに示すこと。	年間の節減費用が高いものを高く評価する。（5点）
技術提案 (50点)	技術提案①	様式12	コスト削減に向けた基本方針、具体的な取組内容、期待される効果について示すこと。	取組内容が具体的なものを高く評価する（5点） 取組内容が独創的なものを高く評価する（5点） 取組内容の実現性が高いものを評価する（5点） 得られる効果が大きいものを高く評価する（5点）

	技術提案 ②	様式 13	測定精度および測定時間の確保に向けた基本方針、具体的な取組内容、期待される効果について示すこと。	取組内容が具体的なものを高く評価する(5点) 取組内容が独創的なものを高く評価する(5点) 取組内容の実現性が高いものを評価する(5点) 得られる効果が大きいものを高く評価する(5点)
	技術提案 ③	様式 14	測定機の更新に関して、基本方針、更新対象機器と更新時期について、記載すること。	考え方や更新機器が妥当なものを高く評価する。(5点) 新しい機器が業務完了後に多く残されているものを高く評価する(5点)
	技術提案 ④	様式 15	仕様には示されていないが、独自の取組みとして実施する内容について記載すること。件数は2以内とし、費用は見積に含めること。	本市にとって有益な提案(5点)、実現性や効果が大きいものを(5点)を高く評価し、最大10点×2件を加点する。(記載がない場合でも減点しない)

・ヒアリング等(計20点)

大項目	小項目	留意点等	審査のポイント
プレゼンテーション	取組姿勢	プレゼンテーションでの積極性、熱意を評価する。	プレゼン等での積極性や熱意のあるものを高く評価する。(5点)
		プレゼンテーションでの、本業務に係る知識量を評価する。	本業務に係る知識量が豊富と認められるものを高く評価する。(5点)
ヒアリング	質疑応答	質疑応答での回答の的確さを評価する。	本業務に係る質疑の回答内容が的確と認められるものを高く評価する。 (10点)

・価格(200点)

大項目	小項目	様式	算出方法
価格		様式11	1)価格点の満点は200点とする。 2)業務委託料(A)と機器買取額(B)の差額(A-B)で採点する。なお、業務終了時に市に測定機器を無償で引き渡すことに留意して見積りすること。 3)(A-B)×1.1の費用が151,807,000円以上の場合は失格

			<p>4) B の費用が 2,417,400 円未満の場合は失格</p> <p>5) $(A-B) \times 1.1$ の費用が 151,807,000 円未満、かつ B の費用が 2,417,400 円以上の場合は、以下の計算式により算出(小数点以下は切捨)</p> <p>$[\text{価格点の満点}] \times [1 - (A-B) \times 1.1 / 151,807,000]$</p>
--	--	--	---